

令和５年度 小柳小学校いじめ防止基本方針

はじめに

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、児童生徒等の権利、利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ対策推進法を策定し、国としての指針を示した。その内容として、

- 1 いじめがいずれの学校のいずれの児童生徒にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- 2 いじめは児童生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、児童生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心をはぐくむべきこと。
- 3 いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。
- 4 いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

等、基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

学校では、校長を中心とした一致協力体制を確認することが急務であり、教育委員会との連携を深め指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を進めることにより、保護者、地域住民に対する信頼を構築させなければならない。

本校では、「自分を大切にするとともに、他人をも尊重し、仲よく助け合う子・思いやりのある子」を育成することを基本とし、児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために次の「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示し、「小柳小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- (1) 児童、教職員の人権感覚を高める。
- (2) 校内に児童と児童における温かな人間関係を築き、児童に信頼される教職員を目指す。
- (3) 学校にいじめを許さない雰囲気を作る。

- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について、保護者、地域、教育委員会、関係機関との連携を深める。

1 「いじめ」とは

(1) 定義（いじめ防止対策推進法第2条から）

この法律において「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※起こった場所は、学校の内外を問わない。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。

(2) いじめの基本認識

- ① いじめは人間として絶対に許されないという強い意識を持つこと。
- ② いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行うこと。
- ③ いじめ問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ④ いじめは短期間の指導で解決したと考えず、長期的に見守る必要があること。
- ⑤ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること。
- ⑥ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがある問題であること。

(3) いじめの構造やその背景、一般的態様

いじめの構造

- ◆被害者 いじめられている子
- ◆加害者 いじめている子（いじめを指示している子）
- ◆観衆 いじめをはやしたてたり、面白がったりしている子
- ◆傍観者 見て見ぬふりをしている子

いじめの態様

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・金品をたかられる。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・その他

いじめの背景

【学校】

- ・子どもと教師の人間関係が希薄になっている。
- ・教師の子どもに対するえこひいきがある。
- ・指導や決まりが厳しすぎて窮屈な雰囲気になっている。
- ・学校におけるルールがきちんとしていないか、守られていない。
- ・激しい競争関係になっている。

【子どもの心理】

- ・不平や不満、いらだち、ストレスをいじめによって解消する。
- ・自尊心の傷つきをいじめで癒す。
- ・自己中心的な傾向にある。
- ・我慢する力が不足している。

【家庭】

- ・基本的な生活習慣が身に付いていない。
- ・家庭が「やすらぎの場」になっていない。
- ・親子間で心を通い合わせる場面が少ない。
- ・躾や規範意識が身に付いていない。
- ・過保護、過干渉である。

地 域 社 会

- ・地域の教育力が低下している。（地域全体で子どもを育てるという意識）
- ・社会性が未発達である。（ゲーム等による遊びの孤立化・自閉化）
- ・地域の中に悪を見逃す場所や雰囲気がある。

社 会 全 体

- ・いじめに対する認識の甘さがある。
- ・異質なものを排除しようとする傾向がある。
- ・社会全体に人間関係が希薄化してきている。
- ・大人のモラルを欠いた行動等が子どもたちに影響を与えている。
- ・いじめの様相は大人社会の縮図である。

2 組織的に取り組むための体制について

（１）いじめの防止等を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置する

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、関係職員、スクールカウンセラー、PTA会長

【活 動】

- ① いじめ情報の共有、認知、対応に関すること（アンケート調査を含む）
- ② 基本方針・年間活動計画の作成、見直し
- ③ 校内研修会の企画・立案
- ④ 保護者・地域へのいじめ防止の啓発
- ⑤ 取組状況の把握、評価

【開 催】

- ① 原則として週１回木曜日とするが、重要性・緊急性のある場合は緊急に開催する。
- ② いじめと認知した場合には、関係者に対して、即日対応に向けた協議を行う。

(2) いじめ防止推進教師の配置

- ・些細な情報を放置したり、問題でないと勝手に判断したりしないように、また、教職員が気付いた児童の些細な変化に関する情報を集約し、分析、対応できるようにする。

【役割】

- ア 情報の収集・要請 イ 情報の集約 ウ 情報提供者への確認
- エ 仮仕分・校長へ報告・対応 オ いじめ防止対策委員会における協議の推進
- カ 保護者への連絡など進捗状況の確認 キ データベースの整備
- ク 未然防止の方策立案

3 いじめの未然防止について

学校の最重点目標の一つに「温かい人間関係を築ける学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしないこと、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底させるために組織的に取り組む。

(1) 授業改善に関わる取組

- ～ 全ての児童が授業に参加できる、授業を通して自己有用感を味わわせるための授業改善に向けて、授業参観の視点を明らかにするとともに、全ての教員がお互いの授業を参観し合い、協議する機会を位置付ける。

(2) 居場所づくり、絆づくり(人間関係づくり)を目的とした取組

- ～ ①社会体験や交流体験の機会を位置付ける。
- ②教師と子ども、子ども同士の望ましい人間関係づくりに努める。(学級経営の充実)
- ③子どもと一緒に過ごす時間を確保し、心を理解し、存在感を味わわせる。

(3) いじめに関する学習等に関する取組

- ～ 長期休業明けの道徳や学級活動等の時間に、いじめの防止等に関わる価値項目や内容項目等を重点的に学習できるよう、年間計画に位置付ける。
- ・生命尊重、人間尊重、個性尊重の精神の育成などに努める。

(4) 意欲をもたせる

- ① 成就感を味わわせる。→「もっと～したい」という前向きな姿勢を持たせる。
- ② 認める。→認められると「よしやるぞ」という気持ちがわく。

(5) 社会的能力を育てる

- ① 進んであいさつや自分の気持ちを伝え、相手の話を聞く力を育てる。
- ② 相手の立場や気持ちを思いやる気持ちを育てる。
- ③ 社会におけるルールを守る力を育てる。
- ④ 問題を解決する力を育てる。

(6) 協同指導体制づくり

- ① 休み時間等の巡回
- ② 各分掌の役割と責任の明確化
- ③ 養護教諭の積極的な位置付け
- ④ 職員間の共通理解による留意すべき児童への長期的な見守り
- ⑤ 生徒指導研修会の実施
- ⑥ 教師間の情報交換

(7) 保護者との信頼関係づくり

- ① 安心して相談できる信頼関係をつくる。
- ② 日頃から情報交換に努める。
- ③ 早い時期に、懇談会や面談など、保護者との情報交換や意見交換の場を設ける。

4 いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐ止めさせるとともに、いじめられている児童や通報した児童の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により、速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている児童・いじめている児童のサインへの気付き

【いじめられている児童のサイン】

いじめられている児童は自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で多くの場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

<参考：学校における子供の心のケアサインを見逃さないために―（平成26年3月文部科学省）>

場 面		サ イ ン （観察のポイント）
場 面 1	登校時 下校時	☐ 登校を渋る ☐ 遅刻や早退が増加する ☐ 挨拶に元気がない ☐ 友達と一緒に登校したがない ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残りたがる。
場 面 2	朝や帰りの会 ・読書タイム ・スキルタイム	☐ 体調不良をよく訴える ☐ 朝夕の健康観察に変化がある ☐ 朝から眠いと訴える ☐ 表情や目つきがいつもと違う ・宿題を忘れたり、提出物を忘れたりする
場 面 3	授業場面	☐ 学習に取り組む意欲がない ☐ 学習用具の忘れ物が多い ☐ 教師の話が聞けない ☐ ぼんやりしている ☐ 友達と関わる場面でも参加しない ・保健室、トイレに行くようになる ・教科書、ノートに落書きされる ・誤答に対して皮肉、笑い声が起る ・周囲があだ名で呼ぶ
場 面 4	休み時間	☐ 友達と遊びたがらない ☐ 一人で過ごすことを好む ☐ 外で遊ぶことをいやがるようになる ☐ 保健室に行きたがる ☐ 他学年の子どもとばかり遊ぶ ・用のない場所にいることが多い ・衣服が汚れていたりする ・友達と遊んでいるが、表情がさえない
場 面 5	給食時	☐ 食べる量が極端に減る ☐ 食べる量が極端に増える ☐ 食欲がないと訴える ☐ 友達との会話が減る
場 面 6	学校行事	☐ 参加を拒む ☐ 参加への不安を訴える ☐ 行事が近づくと体調不良になる ☐ 行事への欠席が多い
場 面 7	部活動	☐ 休みがちになる ☐ 練習等への意欲が乏しい ☐ 友達と関わろうとしない ・一人で部活動の準備、片付けをしている ・持ち物がなくなったり、いたずらされたりする
場 面 8	その他	☐ 保健室への来室が増える ☐ 今までできていたことができなくなる ☐ 用事もないのに職員室に来る ・隣に誰も行きたがらない

【いじめている児童のサイン】

サ イ ン （観察のポイント）
・教室等仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童がいる。

【教室でのサイン】

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン （観察のポイント）
・席替えなどで、近くの席になることを嫌がる。 ・何か起こると特定の児童の名前が出る。 ・筆記用具等に貸し借りが多い。 ・壁等にいたずら、落書きがある。 ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

【家庭でのサイン】

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図られるよう保護者に伝えておく。

サ イ ン
・学校や友達のことを話さなくなる。 ・友達やクラスの不平、不満を口にすることが多くなる。 ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ・登校時刻になると体調不良を訴える。 ・転校したいと言い出す。 ・感情の起伏が激しくなる。 ・おごらされている。 ・荷物を持たされている。 ・遊ぶ友達が急に変わる。 ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ・食欲不振、不眠を訴える。 ・成績が下がる。 ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ・家庭の品物、金銭がなくなる。 ・大きな額の金銭を欲しがる。

（３）相談体制の整備

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置（教頭）～ いじめ防止推進教師として、集約・仕分けを行い、対策委員会への話合いにつなげる。

(4) 定期的調査の実施

- ① 生活(健康)アンケート調査及び個人面談（名称；みんななかよしアンケート）
 - ・ 児童が気軽に相談できるよう、日常的に児童の生活を把握するための生活（健康）アンケートや定期的な個人面談を位置付ける。
- ② 保護者との二者面談（7月下旬）時に担任より聞き取りを行う。

(5) 保護者や地域住民からの情報提供の受入体制の取組

- ・ 児童の些細な変化に気づくよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域住民の方から通学時等の様子を伝えてもらえる体制を構築する。

(6) 教職員間の共通認識をもつための取組

- ・ 全ての教職員がいじめに対しての理解やそのための取組に対して共通の認識をもつことができるように校内研修会を年間計画に位置づけて実施する。

(7) 情報の共有

- ① 報告経路の明示、報告の徹底
- ② 職員会議での情報共有
- ③ 要配慮児童の実態把握
- ④ 進級時の引継ぎ 等

(8) いじめ対策年間活動計画

月	日	活 動	内 容・方 法
4～3月	継続	○情報の記録・提出 ○情報の集約及び仕分け ○集会の講話、生かした指導	・全教職員 ・推進教師（データベース化） ・講話を受けた人間関係づくりに関する指導
4	下旬	○基本方針、組織的取組の共通理解 ○アンケートの実施	・生活アンケート、個人面談の実施
5	下旬	○アンケートの実施	・生活アンケート、個人面談の実施
6	下旬	○アンケートの実施	・生活アンケート、個人面談の実施
7	中旬 下旬	○アンケートの実施 ○二者面談	・生活アンケート、個人面談の実施 ・保護者との情報交流場面での聞き取り
8	17～23	○児童の「心身の健康観察」 ①	★全校：学習会又は電話訪問。変化の気づきによって、個に応じた対応
	24～31	○児童の「心身の健康観察」 ② ○アンケートの実施	★休み明け集会での講話の実施★道徳等の時間における重点的な学習 ★休み明け初日のアンケートの実施 ★個人面談の実施 ★登校指導の実施
9	1～5	○情報の収集・集約・仕分け ○アンケートの実施	★全校児童に関する情報について（学級担任等から） ・生活アンケート、個人面談の実施
10	下旬	○アンケートの実施	・生活アンケート、個人面談の実施
11	下旬	○アンケートの実施	・生活アンケート、個人面談の実施
12	下旬	○学校評価（自己評価）での取組状況把握	・（対象）教職員、保護者、児童 ・「取り組みのチェックポイント」利用

1	10~15	○児童の「心身の健康観察」 ①	★学習会又は電話訪問。変化の気づきによって、個に応じた対応
	16~22	○児童の「心身の健康観察」 ② ○アンケートの実施	★休み明け集会での講話の実施★道徳等の時間における重点的な学習 ★休み明け初日のアンケートの実施 ★個人面談の実施 ★登下校指導の実施
	23~30	○情報の収集・集約・仕分け ○いじめ防止に関わる校内研修	★全校児童に関する情報について（学級担任等から） ★保護者・地域住民からの情報提供の受入体制の取組（保護者地域への要請：学校だよりの活用） ★教職員の温度差を解消する取組「研修ツール」利用
2	中旬 下旬	○学校関係者評価 ○基本方針の見直し ○アンケートの実施	・評議員会議におけるいじめ状況の公表・意見聞き取り ★学習指導年間計画における指導項目の位置づけ、修正（道徳、学級活動等） ・年間の取組についての課題、次年度の取組 ・生活アンケート、個人面談の実施
	3 下旬	○アンケートの実施	・生活アンケート、個人面談の実施

* いじめ防止対策委員会は、毎週木曜日に開催し、認知・早期対応・情報交換に関するを行う。

5 解決に向けた早期対応について

（１）被害者への対応

① 基本的な姿勢

- ア 余計な言葉をさしはさんだり、促したりせずに待つ。
- イ 話し出すまでの子どもの様子をよく観察する。
- ウ 子どもの表情やしぐさから、子どもの気持ちを察する。
- エ その上で、子どもの話したいことを心を込めて聴く。

② 教師の対応

- ア 話を共感的に聴く。（うなずいたり、訴えた言葉を繰り返したり）
- イ 分からないことを質問するときには、相手の言葉をさえぎったりせず、自然な形で簡潔に。
- ウ 本人が努力していることを認め、指導や否定をしない。

③ 確認すること

- ア いつ頃から？どんな時に？
- イ どんなことから？ 何のきっかけで？
- ウ どこで？（教室、トイレ、帰り道など）
- エ どんな方法で？（暴力、無視など）
- オ 誰が？（グループ、命令する人など）

（２）加害者への対応

① 基本的な姿勢

- ア いじめは許すことができない問題であることを厳しく認識させる。
- イ 間違った考えに気付かせたり、豊かな人間関係の重要さに気付かせたりする。
- ウ よりよい集団づくりへの意欲を持たせる。

② 教師の対応

- ア 事実を明確にする。(要因、時期、場所、方法、そのときの気持ち)
- イ 事実即して指導する。
- ウ いじめを認めたら、相手の身になって考えさせ、反省を求める。
- エ 認めなかったり反省をしなかったりした場合、背景を詳しく調べ、対応する。
- オ いじめは児童集団の人間関係間において被害者・加害者の立場が入れ替わったりかたちを変えて継続したりする場合があることを想定し、継続的に緊張感を持って各事案に対応する。

③ 保護者への対応

- ア 保護者の心情を理解する。(怒り、情けなさ、今後の不安、追いつめられ攻撃的な態度を取ることもあるので、子どもの長所や親の苦労を認めて対応する。)
- イ 事実だけをきちんと伝える。
- ウ 具体的な助言をする。
- エ 共に子どもの立ち直りを目指す姿勢を示す。

(3) 観衆・傍観者への対応

① 指導内容

- ア 観衆も傍観者も加害者と同じという自覚を深める。
- イ 人間として正しいことを主張する大切さを徹底して指導する。
- ウ 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする。
- エ 「かけがえのない命」を大切にさせる。

② 観衆の心理

報復が怖い、仲間はずれにされるのが怖い、いじめを見るのが面白い、被害者への不快感をもっている等の理由で、いじめの加勢集団になっている。

③ 傍観者の心理

- ア 正義感はあるが、いじめへの抑止力はなく、「次は自分かも」などの葛藤がある。(葛藤を感じている子)
- イ 人間関係などに無関心で自分が関心をもつものにしか気が向かない。(無関心な子)

(4) 家庭・地域や関係機関との連携

① 家庭・地域との連携

- ア 家庭や地域からの情報を大切にする。
- イ 問題を学校のみで解決することに固執せず、日頃から情報提供をし、協力要請をしていく。
- ウ 学校と保護者や地域代表との情報・意見交換の機会を設ける。
- エ 懇談会の開催時期や開催場所を見直し、多くの保護者が参加できるよう工夫する。

② 関係機関との連携

ア 青森市教育委員会

☆ 『青森市小・中学校いじめの認知に係る標準指針』(青森市教育委員会)に基づいて組織的に取り組み、連携する。

i 「いじめ対応報告シート」の提出

当事者、発見方法、概要、態様、学校側の対応等について、認知及び初期対応後に行う。

ii 「(月例) いじめの状況報告書」の提出

現在の状況(新規、継続指導、解消など)について、毎月末に行う。

iii 「重大事態」発生時には、速やかに報告し、連携して対応する。

iv 体制づくりや学校の対応などについて、必要に応じて助言や支援を求める。

イ 児童相談所…保護や矯正が必要な場合

- ウ 心の相談室…心理的なケアが必要な場合
- エ 警察…傷害罪など、犯罪行為にあたる場合
- オ 医療機関…けがや病気の治療等が必要な場合

6 重大事態への対応について

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 児童が身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 児童が金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 児童が精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ア 「相当の期間」とは、不登校の意義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断で、迅速に調査に着手する。
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、学校側の認識に関わらず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 対応

- ① 重大事態が発生した旨を、青森市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめの解決について

いじめの解消については、

① いじめに係る行為が3ヶ月止んでいること

→当該児童の学年担任はじめ、学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

→当該児童の学年担任はじめ、学校の教職員は、いじめを受けた児童本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

の、2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、様々な事情も勘案して判断するものとする。また、上記のいじめが「解消している」状態にいたった場合でも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童およびいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する必要がある。

8 評価

教職員のいじめ問題への取り組み状況を PDCA サイクルによって検証することで、未然防止、早期発見、対応について組織として具体的な取組に反映させるとともに校内体制の構築を図る。

(1) 「いじめ問題への取り組みのチェックポイント」を利用する（年1回 11月下旬）

- ① 全教職員による実施と集計
- ② 集計結果についての考察と今後の対策についての話し合い… いじめ防止対策委員会
- ③ 集計結果、考察及び今後の対策についての共通理解 … 職員会議

観 点	番 号	チェックポイント	評 価
指導体制	1	いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心に、一致協力体制を確立して実践にあたっているか。	
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
	3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
教育指導	4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に指導等の充実に努めているか。	
	5	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
	6	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
	7	学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。	
	8	児童に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培ったりする活動の積極的な推進を図っているか。	
	9	教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。	
	10	いじめを行う児童に対しては、いじめ対策委員会で練られた指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行うこととしているか。	
	11	いじめられる児童に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
	12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	
早期発見・早期対応	13	教師は日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
	14	児童の生活実態について、聞き取り調査やいじめアンケートを活用するなど、きめ細かく把握に努めているか。	
	15	いじめの把握にあたっては、養護教諭やスクールソーシャルワーカーなど学校内の専門家との連携に努めているか。	
	16	児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。	
	17	いじめについて訴えなどがあつたときには、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。	
	18	いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。	
	19	校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。	
	20	児童等の個人情報の取り扱いが適切に行われているか。	
家庭・地域との連携	21	学校におけるいじめへの防止方法や対処方法等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。(いじめアンケート)	
	22	いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	

(2) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価に項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する調査等の取組の評価に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための該当児童との面談等の取組に関すること。

9 その他

【ネットいじめへの対応】

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の

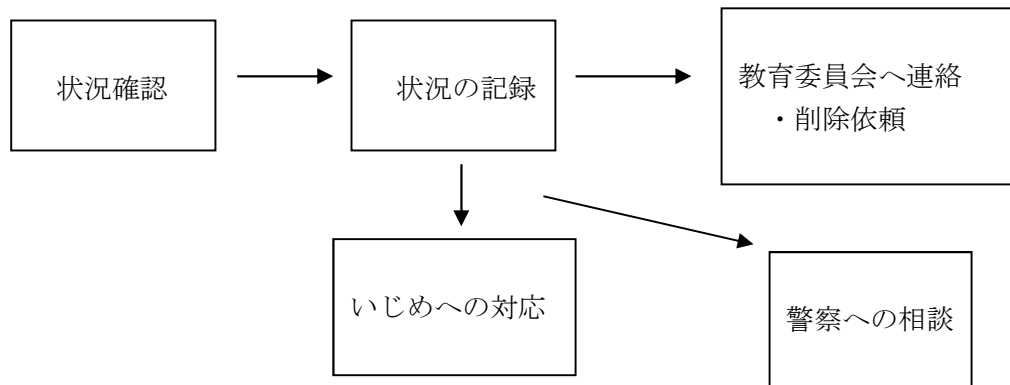
児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・ネット社会についての講話（防犯）の実施
 - ・保護者の見守り
- ② 情報教育の指導
 - ・情報モラルについての指導（5・6年）

(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
 - ・ 被害者からの訴え
 - ・ 閲覧者からの情報
 - ・ ネットパトロール
- ② 不当な書き込みへの対処



【参考資料】

- 「いじめ対応マニュアル（フロー図）」（青森市教育委員会）
- 「『平成28年度 学校いじめ防止基本方針』の見直しについて」（青森市教育委員会）
- 「いじめ問題への取り組みのチェックポイント」
（青森市教育委員会「いじめ対応マニュアルフロー図」）

□平成26年 2月28日 制定
□平成29年 1月10日 部分改訂
□令和 4年 4月1日 追加

青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針

平成28年12月12日
青森市教育委員会

